追加型投信/海外/不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。

2013年1月31日

2025年6月30日

基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	10,490 円	+ 614 円
純資産総額	44.41 億円	+ 2.33 億円

当初設定日

作成基準日

期間別騰落率

	騰落率
1ヵ月	6.90%
3ヵ月	5.28%
6ヵ月	6.39%
1年	11.56%
3年	1.95%
設定来	138.94%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。

基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。

分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 9,065 円

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	2024年	65 円											
	2025年	65 円	-	-	-	-	-	-					

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- ●当資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ●ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- ●投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様に帰属します。
- ●投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ●当資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- ●当資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

追加型投信/海外/不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。

当初設定日 : 2013年1月31日 作成基準日 : 2025年6月30日

資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。

資産内容

REIT	93.49%
REIT先物取引	0.00%
株式	0.00%
短期金融資産等	6.51%
合 計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

組入上場国・地域

	国∙地域	比率
1	シンガポール	71.70%
2	香港	21.78%
3	-	-
4	-	-
5	-	_

※ 対純資産総額比です。

特性値

予想配当利回り	5.35%
銘柄数	11

※ 予想配当利回り(税引前)は、各種情報を基に組入銘柄の予想配当利回りを加重平均して算出した値(対純資産総額比)です。また、ファンドの運用利回り等を示唆するものではありません。

用途別組入状況

	ш <i>Ъ</i>	ᄔᄼᅑ
	用途	比率
1	商業施設	42.44%
2	物流・産業用施設	30.66%
3	分散型	9.22%
4	その他特化型	8.85%
5	ヘルスケア	8.83%
6	住居用施設	0.00%
7	オフィス	0.00%
8	ホテル & リゾート	0.00%

※ REIT・株式の評価総額に対する構成比率です。

組入上位5銘柄

	銘柄	国∙地域	比率	予想配当利回り
1	LINK REIT	香港	19.17%	6.39%
2	CAPITALAND INTEGRATED COMMERCIAL TRUST	シンガポール	14.07%	5.07%
3	MAPLETREE PAN ASIA COMMERCIA	シンガポール	8.62%	6.30%
4	CAPITALAND ASCENDAS REIT	シンガポール	8.48%	5.59%
5	KEPPEL DC REIT	シンガポール	8.27%	4.35%

- ※ 対純資産総額比です。
- ※ 予想配当利回り(税引前)は、各種情報を基に当社が算出したものです。
- ※ 新規上場、合併等により、予想配当利回りが推定できない場合は、「−」で表示しています。

ファンドマネージャーのコメント

【市場動向】

6月のアジアREIT市場は上昇しました。月前半は、米中の首脳による電話会談が貿易交渉を進展させるとの期待や、中国政府の経済政策への期待などが支えとなり上昇しました。月後半は、FRB(米連邦準備理事会)が早期に利下げするとの観測や、イスラエルとイランが停戦に合意したことで過度な警戒感が和らいだことなどから上昇幅を拡大しました。月間では、FTSE ST REIT指数が+4.7%、HANG SENG REIT指数が+7.7%となりました。(REIT市場変化率の計算期間は、ファンドの基準価額算出と同じ基準を使用しています。)

【運用実績】

当月は、前月に続き利益確定売りのためリンクREIT(香港、商業施設)などを一部売却しました。基準価額に対しては、米利下げによる金利負担の低下が見込まれるリンクREIT(香港、商業施設)などが株価上昇によりプラスに寄与しました。

【市場の見通し】

トランプ米政権の関税政策により米インフレ再燃や景気後退の懸念が高まりつつあります。一方で、先進各国とも金融緩和姿勢に変更はないことから、先行き不透明感は残りつつも景気は比較的底堅く推移していくものと見込みます。REITの業績については、関税影響は相対的に低く、また高金利影響も一巡してきていることから、今後は緩やかながらも徐々に回復していくものと期待され、中長期では堅調な業績成長に回帰するものと期待されます。インフレ再燃などによる先進各国の金融政策の方針変更や各国長期金利の変動などが市場心理を冷やす展開も考えられ、短期的には引き続きボラティリティ(価格の変動性)の高い展開が見込まれますが、中期的にはアジアREIT各社の底堅い業績動向や先進国対比での魅力的な株価水準などが評価され上昇する展開を予想します。

【今後の運用方針】

引き続き、国・地域別ではシンガポールや香港、用途別では商業施設、物流・産業用施設、オフィスのREITを中心とした組み入れを維持します。個別銘柄では、業績見通しの確実性が高く、収益性、成長性、予想配当利回りの観点から相対的に投資魅力度の高い銘柄の組入比率を高位で維持する方針です。

追加型投信/海外/不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。



2013年1月31日

作成基準日 : 2025年6月30日

当初設定日

ファンドの特色

- 1. アジアのREIT (不動産投資信託証券)を主要投資対象とします。
- 2. 銘柄選定にあたっては、安定的な配当収入の確保を重視しつつ、銘柄毎の収益性・割安度・流動性等を勘案します。
- 3. 原則として、毎月14日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、収益の分配を行います。
- ※ 当ファンドは特化型運用を行います。

当ファンドの実質投資対象である日本を除くアジア諸国・地域の金融商品取引所等に上場しているREITには、一般社団法人投資信託協会規則で定める寄与度が10%を超える又は超える可能性の高い支配的な銘柄が存在するため、特定の銘柄への投資が集中することがあります。

当該銘柄のエクスポージャーが投資信託財産の純資産総額の35%を超えないように運用を行いますが、当該REIT及びREITの運用 会社に財政難、経営不振等が生じた場合又はそれが予想される場合には、大きな損失が発生することがあります。

投資リスク

《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。 従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

【リートの価格変動リスク】

リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

【株価変動リスク】

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

追加型投信/海外/不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。

当初設定日 : 2013年1月31日 作成基準日 : 2025年6月30日

お申込みメモ

購 入 単 位・・・・販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入価額・・・・購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)

換 金 単 位 ・・・ 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

換 金 価 額・・・換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。

換 金 代 金 ・・・ 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。

申 込 締 切 時 間 ・・・ 原則として、販売会社の営業日の午後3時半までにお申込みが行われ、販売会社所定の事務手続きが完了 したものを当日のお申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳し

くは販売会社にお問い合わせください。

申 込 受 付 不 可 日 香港証券取引所の休業日

シンガポール証券取引所の休業日

香港の銀行休業日

シンガポールの銀行休業日

換 金 制 限・・・・ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受 付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

購入・換金申込受付・・・・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場の中止及び取消し 閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社は購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。

信 託 期 間・・・・原則として、2013年1月31日(設定日)から2028年7月14日までとします。

繰 上 償 還・・・・ 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を 解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。

・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合

やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日 ・・・ 毎月14日(休業日の場合は翌営業日)です。

収 益 分 配・・・年12回、毎決算時に原則として収益分配を行う方針です。

課 税 関 係 ・・・ 課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

ファンドは、NISAの対象ではありません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

《投資者が直接的に負担する費用》

■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に<u>3.3%(税抜3.0%)を上限</u>として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

■ 運用管理費用(信託報酬)

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。

純資産総額に対して<u>年率1.628%(税抜1.48%)</u>を乗じて得た額

■ その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

- ※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。
- ※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

追加型投信/海外/不動産投信

当ファンドは、特化型運用を行います。

当初設定日 2013年1月31日

委託会社・その他の関係法人の概要

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(ファンドの運用の指図を行う者) ■ 委託会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第347号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ: https://www.smtam.jp/

フリーダイヤル: 0120-668001 受付時間 9:00~17:00 [土日・祝日等は除く]

■ 受託会社 三井住友信託銀行株式会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

作成基準日

SMTAM投信関連情報サービス
 お客様が指定されたファンドに関する情報 基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

2025年6月30日

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信
関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

販売会社

商号等			加入協会				
		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 日本投資顧問 業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会	
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	0				
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券)※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0		
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)※1	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	0		0		
株式会社きらぼし銀行 ※2	登録金融機関	関東財務局長(登金)第53号	0		0		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	0				
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	0				
株式会社筑邦銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第5号	0				
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	0		0		
三井住友信託銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第649号	0	0	0		
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	0	0	0		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	0	0	0	0	
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	0		0	0	
OKB証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第191号	0				
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第110号	0		0		
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	0	0	0	0	
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第164号	0		0		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	0	0	0	0	
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第61号	0	0	0	0	
むさし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第105号	0			0	
山和証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第190号	0				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	0	0	0	0	

- ※1 ネット専用のお取り扱いとなります。
- ※2 新規の販売を停止しております。
- ・お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、販売会社へお申し出ください。
- ・販売会社は今後変更となる場合があります。

追加型投信/海外/不動産投信

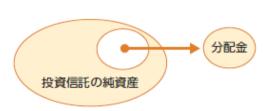
当ファンドは、特化型運用を行います。

当初設定日 2013年1月31日 作成基準日 2025年6月30日

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは 異なり、投資信託の純資産から 支払われますので、分配金が 支払われると、その金額相当分、 基準価額は下がります。

投資信託で分配金が 支払われるイメージ



分配金は、計算期間中に発生し た収益(経費控除後の配当等 収益及び評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があり ます。その場合、当期決算日の 基準価額は前期決算日と比べ て下落することになります。 また、分配金の水準は、必ず しも計算期間におけるファンド の収益率を示すものではあり ません。

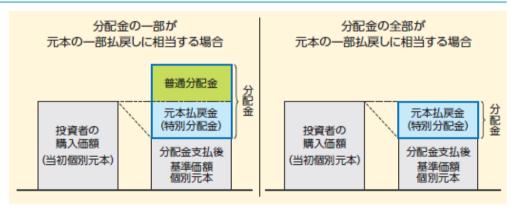
- ※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額 から支払われます。
 - 分配対象額とは、
 - ① 経費控除後の配当等収益
 - ② 経費控除後の評価益を含む売買益
 - ③ 分配準備積立金
 - ④ 収益調整金
 - です。
- ※右記はイメージであり、実際の分配金額 や基準価額を示唆あるいは保証するもの ではありませんのでご留意ください。

前期決算日から基準価額が 前期決算日から基準価額が 上昇した場合 下落した場合 10,550円 期中収益 50円 10,500円 (1+2)10,500円 分配金100円 10.400円 配当等 *50円 10.450円 盆 分配対象額 500円 20円(①) 500円 対象額 分配対 分配金100円 ((3)+(4))(3+4)450円 *80円 ((3)+(4))?象額 10,300円 J配対象額 420円 ((3)+(4))前期決算日 当期決算日 当期決算日 前期決算日 当期決算日 当期決算日 分配前 分配後 分配前 分配後 分配対象額 *50円を 分配対象額 分配対象額 *80円を 分配対象額 500円 取崩し 450円 500円 取崩し 420円

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

投資者のファンドの購入価額に よっては、分配金の一部又は 全部が、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があり ます。

ファンド購入後の運用状況に より、分配金額より基準価額の 値上がりが小さかった場合も 同様です。



普通分配金

個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

※普通分配金に対する課税については、投資信託説明書(交付日論見書)の「手続・手数 料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

元本払戻金 (特別分配金) 個別元本を下回る部分からの分配金です。元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の -部払戻しとみなされ、分配後はその金額だけ個別元本が減少します。

※元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。